研究組織の変更(研究分担者と連携研究者の違い)について

平成20年度科研費の応募から、研究組織の構成について、連携研究者の区分を新設しましたが、研究分担者と連携研究者の違いは下記のとおりですので、研究者等へ説明する際の参考にしてください。

区分	研究分担者	連携研究者	備考
定 義 補助金適正化 法上の立場 不正使用が生	研究代表者と協力しつ つ、補助事業としての研 究活動の遂行責任を分担 して研究活動を行う者 補助事業者 研究組織の他の者が不	研究代表者及び研究 分担者の責任の下、研 究組織の一員として研 究計画に参画する者 補助事業者に該当し ない。 研究組織の他の者が	研究計画の遂行に責任を持ち、補助金の一部を主体的に使用する者であるかどうかが判断のポイントとなります。 なお、補助事業者とは、当該研究者が補助金の交付対象者そのものであることを意味します。 連帯的な責任を有する対象者となります。
じた場合の、 科研費の交付 対象からの除 外措置の適用	正使用を行った場合、科研費の返還が命じられた年度の翌一年間、科研費の交付対象から除外される。	不正使用を行った場合 であっても、科研費の 交付対象から除外され ない。	
分担金の配分	分担金の配分を受ける。 ただし、研究代表者と 同一の研究機関に属する 者については、分担金を 配分しなくても構わない。	分担金の配分を受けない。	研究分担者欄の「ただし書き」の意味は、研究代表者と同一所属機関の研究分担者については、補助金を分担者ごとに分割して管理する必要はないという趣旨であり、研究分担者の要件は、所属機関にかかわらず同じです。
組織変更	研究代表者への交替は 可能	研究代表者への交替は不可	連携研究者は、補助事業者で ないため、研究代表者への交替 は認めないこととしています。

なお、この研究組織上の分類は、補助金交付対象としての整理区分であり、当該研究事業 に対する参加研究者の役割の軽重を表すものではないことに留意してください。

上記については、平成20年度科研費の継続課題についても適用されます。

平成20年度の継続課題については、交付申請書において、これまでの研究分担者を上記の定義等に従って、研究分担者と連携研究者に区分した上で、研究分担者について登録していただきます。

その際、研究分担者については、同一所属機関の場合も含め、各研究者ごとに主体的に使用する補助金見込額を記入していただくことにしています。

研究分担者への分担金の配分について

補助金は、研究分担者への分担金も含めて一括して研究代表者の所属する研究機関に交付されますので、配分された研究機関の責任において、分担者の所属する研究機関に再配分してください。

交付後の研究分担者への分担金の配分額の変更は自由に行ってかまいません。

研究分担者の所属する研究機関への間接経費の配分については、原則、交付申請書に記載した配分額(直接経費)に基づき、その30%の間接経費を研究分担者の所属する研究機関に再配分してください。なお、研究代表者と研究分担者の所属する研究機関同士の取り決めに従って、適宜、上記取扱によらない方法で行っていただいてもかまいません。

最終的な配分額については、実績報告書提出時に報告していただくことになります。

詳細については、平成20年4月以降に送付する交付内定通知に添付する「機関ルール」及び「補助条件」によりお知らせしますが、該当研究者には、予め周知しておいてください。